

令和7年度 東京都社会福祉協議会

介護福祉士修学資金申込みのしおり

～生活保護受給世帯の高校生向け～

＜制度概要＞

1 趣旨

介護福祉士の養成施設に在学する方（以下、「養成施設」という。）で、将来東京都の区域内で福祉施設等で介護福祉士として行う業務（以下、「返還免除対象業務」という。）に従事しようとする方に、修学資金を貸付けて修学を容易にすることにより、介護福祉士の養成及び確保並びに定着に資することを目的とします。

＜生活費加算の趣旨＞

生活保護世帯の子ども等が養成施設への進学を希望する場合に、通常の貸付に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用を加算として貸し付けることにより、生活の安定に資する資格取得の支援を行うことを目的とします。

2 貸付

貸付額

学費分	月 額	5万円以内					
	入学準備金（任意）	20万円以内（入学年度のみ）					
	就職準備金（任意）	20万円以内（卒業年度のみ）					
	介護福祉士国家試験受験対策費用（任意）	一年度あたり4万円以内					
	*入学準備金、就職準備金、介護福祉士国家試験受験対策費用のみの貸付はできません。						
生活費加算	下表に掲げる額のうち申込者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額に相当する額以内（1,000円未満は切り捨て）						
	【生活費加算額（月額）】						
		級地区分					
	年齢	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
	20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
	41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
	60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510	

貸付期間 養成施設の正規の修学期間

利 子 無利子

交 付 年2回（前期・後期分として各6ヶ月分を交付）

3 返還免除（次の①～⑤のすべてを満たした場合、返還免除となります）

- ①養成施設を卒業した日から1年以内に、
- ②介護福祉士（資格を取得し、かつ登録する）として就職し、
- ③東京都内において、
- ④5年間継続して（過疎地域等[※]で従事した場合は、3年間）
- ⑤返還免除対象業務（詳細は14ページ参照）に従事した場合

※過疎地域等：東京都内では、あきる野市の戸倉地区及び小宮地区（あきる野市戸倉・養沢・乙津）、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村が該当

4 返還猶予（返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は返還の猶予が可能です）

- ①卒業後1年以内の日から、又は次の②～④の理由による返還猶予期間終了後、引き続き指定施設で返還免除対象業務に従事しているとき
- ②修学資金の貸付契約を解除された後も、引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき
- ③卒業後、他種の養成施設※に在学しているとき
※この場合、他種の養成施設とは、介護福祉士養成施設の卒業生は社会福祉士養成施設のこと
- ④災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められるとき

5 返還（上記3または4に該当しないときは返還になります）

- 返還期間 貸付期間の2倍に相当する期間
※入学準備金または就職準備金のどちら一方のみを借入れた場合は8ヶ月、両方を借入れた場合は16ヶ月延長可
※生活費加算を受けた場合はさらに生活費加算の貸付期間の2倍に相当する期間を延長可
- 返還方法 月賦、半年賦又は年賦の均等払い（一括払いも可）
- 延滞利子 返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収

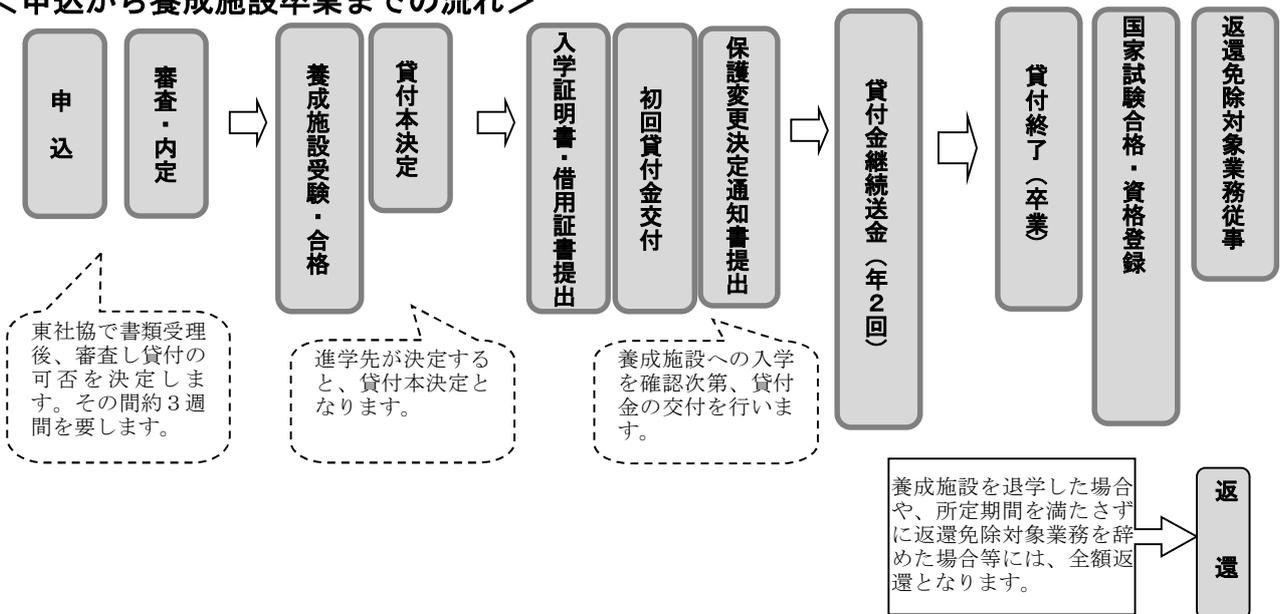
! 養成施設を退学したとき、返還免除対象業務への従事を5年間継続できなかったときなど、返還猶予・返還免除の要件を満たさなければ全額返還となります。

<返還例>
 貸付期間24ヶ月、貸付額総額160万円（月額5万円、入学準備金20万円、就職準備金20万円）
 ⇒返還期間64ヶ月 月賦の場合、毎月25,000円

6 申込み及び貸付決定

福祉事務所の意見書を添えて、東京都社会福祉協議会（以下、「東社協」という。）にお申込みください。東社協は申込内容を審査し、貸付けの可否を決定します。養成施設の入学選考前でも、申込みことが可能です。

<申込から養成施設卒業までの流れ>



<申込みについて>

1 申込者

(1) 申込者の要件（養成施設への進学を希望している方で、次の要件をすべて満たしていること）

① 次のいずれかを満たしている

ア) 東京都内に住所を有している（住民登録している）

イ) 東京都内の養成施設に進学予定

ウ) 東京都内に住所を有していて、養成施設での修学のため東京都外に転居をする予定

エ) 上記ア～ウによらず、養成施設を卒業後に東京都の区域内で返還免除対象業務に従事しようとする意思を有する

② 学業が優秀であること又は養成施設卒業後、中核的な介護職等として返還免除対象業務に従事する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があること

③ 家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められること

④ 他県等が実施する同種の修学資金を借り受けていないこと

⑤ 卒業した日から1年以内に、介護福祉士として、継続して5年以上（過疎地域等※は3年以上）東京都内の指定施設で返還免除対象業務に従事しようという意思を有すること

※過疎地域等の詳細は、<制度概要>をご参照ください。

(2) 未成年者

① 申込者が未成年者（18歳未満）の場合、貸付申込みに関する法定代理人（親権者等）の同意が必要となります。

② 父母が親権者の場合は、両者の同意が必要です。

③ 同意については、貸付申込書（親権者等法定代理人同意欄）への法定代理人（親権者等）による署名捺印をもって確認します。

2 連帯保証人（要件を満たす個人または法人を連帯保証人として立てること）

(1) 個人が連帯保証人となる場合（次の要件をすべて満たしていること）

要件

① 前年の年収が150万円以上である

② 年齢が対象業務への従事による返還免除を受けるときに85歳未満である

③ 次のいずれかを満たしている

ア) 申込日の属する月の6ヶ月前から継続して東京都内に住所を有している（住民登録している）

イ) 4親等以内の血族又は3親等以内の姻族及び配偶者で日本国内に住所を有している

ウ) 次の基準以上の所得を有している者で日本国内に住所を有している

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
収入基準 (平均月額)	177,000円	261,000円	319,000円	376,000円	411,000円

④ 日本国籍を有する者又は永住者の在留資格を有する者若しくは特別永住者等である

⑤ 東社協が実施する介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、実務者研修受講資金、離職介護人材再就職準備金、介護分野就職支援金、障害福祉分野就職支援金、福祉系高校修学資金の貸付における連帯保証人になっていない。

※申込者が未成年者（18歳未満）の場合は、原則として同一生計の法定代理人（親権者または後見人）を連帯保証人としてください。ただし、法定代理人が上記①の収入要件を満たさない場合は、要件を満たす別の個人または法人を連帯保証人として立ててください。

留意事項

※貸付が決定した後は、修学生が返還免除を受けるか返還完了となるまでの間、修学生の状況に応じた通知が送付されます。修学生が返還免除または返還完了となるまで、連帯保証人として、債務を負担していただきます。

※貸付決定後、契約前（借用証書提出前）に連帯保証人を変更することは原則できません。

(2) 法人が連帯保証人となる場合（次の要件をすべて満たしていること）

要件

- ① 次のいずれかの法人である
 - ア) 申込者が介護福祉士養成施設に在学している場合に、その在学する養成施設等を運営する法人
 - イ) 申込者の就労先（内定含む）が、返還免除対象業務に従事したことによる返還免除の対象となる場合に、その施設等を運営する法人
- ② 保証能力を有する法人である
（連帯保証額を上回る金額の預貯金を有していることを、決算書等により確認します。）
- ③ 連帯保証人になることについて、法人の理事会または取締役会において承認している
（理事会議事録、取締役会議事録で確認します。）

※法人の場合は、複数の貸付の連帯保証人になることができます。

留意事項

- ① 連帯保証人となる法人は、修学生が所定期間、返還免除対象業務に従事して返還免除となるまでの間、修学生の状況を把握し、支援できる関係であることが望ましいとしています。
- ② 法人を連帯保証人として貸付が決定した後は、退学・卒業や退職等により修学生と連帯保証人となった法人との関係が変化したり、関係がなくなったりしても、法人は連帯保証人としての責務を負うこととなります。

3 申込受付

- ① 貸付申込書は、管轄の福祉事務所又は東京都福祉人材センター（以下、「センター」という。）より入手してください。
- ② 貸付申込書を記入の上、必要書類を添付して、令和6年11月29日（金）までにセンターに提出してください（必着）。

4 貸付申込書記入上の注意

- ① 記入例を参考に、申込書に記入ミス・記入漏れ・押印漏れ等がないかを確認してください。
- ② 「親権者の同意欄」は、親権者ご自身による署名捺印をお願いします。
- ③ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押印してください。
- ④ 申込書に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんのでご注意ください。
- ⑤ 必要書類がすべて整っていることを確認し、所定の「必要書類確認表」の「申込者確認欄」にチェック☑を入れてください。

<必要書類について>

申込者は、以下①および②（個人保証・法人保証いずれか一つ）をセンターに提出してください。次ページの申込者に関する書類及び連帯保証人に関する書類を東京都福祉人材センターに提出してください。連帯保証人が個人の場合と法人の場合で必要な書類が異なります。該当の「必要書類確認表」を使用し、書類の不足や不備が無いように確認してください。

※法人を連帯保証人として申込みする場合は、法人保証用の申込書類等をセンターのホームページ（<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/shikin1.html>）からダウンロードしてください。

①申込者に関する書類（連帯保証人が個人の場合でも法人の場合でも必要）

		必要書類	確認事項
申込者	1	介護福祉士修学資金必要書類確認表 （「個人保証用」又は「法人保証用」）	東社協所定の様式 添付書類の確認をすること
	2	介護福祉士修学資金貸付申込書 （「個人保証用」又は「法人保証用」）	東社協所定の様式
	3	住民票 *申請締切日から3ヶ月以内発行のもの *外国籍の方は、国籍・在留資格・期間・満了日が記載されたもの	申込書に記入した現住所の住所
	4	福祉事務所長の意見書	東社協所定の様式
	5	高校の調査書または内申書	
	6	他の奨学金等の借入もしくは高等教育の減免制度 ※減免制度のみ利用の場合は①、②は不要 ①他の奨学金等の借入れ状況（借入期間、金額）が確認できる資料 ②介護福祉士等修学資金 修学費用状況証明書	
	7	生活費加算を申請する場合 ①小論文（所定の課題について600字～800字でまとめること）	
生計を一緒にする家族	8	住民票 *申請締切日から3ヶ月以内発行のもの *外国籍の方は、国籍・在留資格・期間・満了日が記載されたもの	
法定代理人 親権者等	9	住民票 *申請締切日から3ヶ月以内発行のもの *外国籍の方は、国籍・在留資格・期間・満了日が記載されたもの	写しは不可
			税務署の印があるもの

②連帯保証人に関する書類（個人保証か法人保証のいずれか1つ）

		必要書類	確認事項	
 該当するいずれか	連帯保証人 （個人の場合）	1	前年の収入を証明する書類	
		いずれか	源泉徴収票の原本	写しは不可
			確定申告書の第一表・第二表の写し	税務署の印があるもの
	2	住民票 *申請締切日から3ヶ月以内発行のもの *外国籍の方は、国籍・在留資格・期間・満了日が記載されたもの	発行後3ヶ月以内のもの	
	連帯保証人 （法人の場合）	必要書類（法人）		
		1	登記事項証明書 （現在事項全部証明書・履歴事項全部証明書） *申請締切日から3ヶ月以内発行のもの	申込書に記入した現住所の住所
		2	直近2か年の決算書の写し（総括分のみ）	
			①貸借対照表 ②事業活動計算書（損益計算書）	拠点別・事業別明細は含まない
		3	連帯保証人と申込者との関係を証明する書類	
いずれか	（養成施設等運営法人）在学証明書			
	4	（従事先施設等運営法人）勤務証明書	東社協所定の様式	
	4	連帯保証についての申出書	東社協所定の様式	

(注1) 前年の収入を証明する書類について (源泉徴収票原本/確定申告書の写し)

- ①源泉徴収票を提出する場合は、原本を提出してください。原本が手元がない場合は、勤務先に再発行を依頼してください。
- ②年金収入の場合、「年金収入の源泉徴収票」の原本を提出してください。
- ③確定申告書の写しを提出する場合は、税務署の受付印があることとし、「第一表」「第二表」とも提出してください。税務署の受付印又は受付印に代わる印字が無い場合、確定申告書の写しのみを提出しても認められません。
- ④確定申告をインターネット (e-Tax) でおこなった場合、税務署の受付印に代わるものとして、受付日時・受付番号が印字されているものを提出してください。

(注2) 住民票について

- ①養成施設入学のために他県より都内へ転入した場合は、転入後の住所により申込むこととし、住民票も転入後のものを提出してください。
- ②貸付申込み時に①の手続きが間に合わない場合は、貸付決定後に転入後の住所を「住所・氏名等変更届」により届け出てください。
- ③住民票に本人、親権者、連帯保証人等複数名の記載があるものを提出いただく場合は、それをもって、該当者すべての住民票を兼ねることができます。
- ④外国籍の方は、国籍・在留資格・期間・満了日が記載されたものをご提出ください。

(注3) 個人番号 (マイナンバー) の記載がある書類について

- ① 住民票など、個人番号 (マイナンバー) 欄の記載がない状態のものを選択できる場合には、個人番号 (マイナンバー) のないものを準備してください。

(注4) ~ (注8) は法人が連帯保証人になる場合の書類の注意事項です

(注4) 直近2か年の決算書について

- ①提出は総括分のみ2か年分です。拠点別・事業別明細は含みません。
- ②法人登記後間もないなどの理由であっても、2か年分の決算書が提出できない場合は連帯保証人になることができません。
- ③預貯金の額が、連帯保証の対象となる全ての貸付金の債権額 (別に提出する「連帯保証についての申出書」記載の累積額) を直近2か年において上回っていることを確認します。

(注5) 連帯保証人と申込者との関係を証明する書類について

- ①申込者が在学する養成施設等 (通信制課程を除く) を運営する法人が連帯保証人となる場合は、在学証明書 (課程名、入学年月、申込時点の年次、学生氏名が記載され、学校長名で発行され押印されたもの) をご提出ください。
- ②申込者が従事する施設等を運営する法人が連帯保証人となる場合は、「勤務証明書」 (所定の様式) にて勤務又は勤務内定の事実を証明し、社判を押印した原本をご提出ください。

(注6) 連帯保証についての申出書について

- ①この様式は、連帯保証を担う法人が、東京都社会福祉協議会・介護福祉士等修学資金等貸付事業に対するすべての債務 (新たな申請分を含む) を記載していただくものです。現在の状態の記載について、今回の申込分だけでなく、「申請中」「送金中」「返還猶予中」「返還中」のすべての貸付について記載してください。
- ②介護福祉士等修学資金だけでなく、介護福祉士実務者研修受講資金、離職介護人材再就職準備金等も含みます。
- ③連帯保証する貸付が1件のみの場合も提出が必要です。

(注7) 1つの法人が同時に複数の貸付の連帯保証人となる場合の必要書類について

- ① 1つの法人が同時に複数の貸付の連帯保証人として申込み場合、共通する書類（決算書や「連帯保証についての申出書」等）であっても、必ず1件の申込みにつき1部ずつ必要書類を添付してください。

(注8) 連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類について〔貸付決定後に必要〕

- ① 理事会または取締役会において、「〇〇（氏名）の東京都社会福祉協議会〇〇資金〇〇万円借入申込の連帯保証人となる」の内容について法人として承認を得たことが明示された議事録をご提出ください。
- ② 複数の貸付の連帯保証人となる場合で、個々の貸付対象者名や貸付金額を明示していない場合は、貸付資金名と連帯保証する上限額の記載があれば可とします

<よくあるお問い合わせ>

1 借入希望額について

- ① 貸付月額は、5万円を上限として必要な金額を申込みことができます。本制度は給付ではなく貸付であることをふまえ、ご家族や養成施設の先生方とよくご相談ください。
- ② 入学準備金、就職準備金、介護福祉士国家試験受験対策費用のみの貸付はできません。
- ③ 介護福祉士国家試験受験対策費用は、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある方が申込みことができます。交付は一年度あたり一回、前期の修学費用と合わせて送金します。

2 申込時期について

- ① 今回申込をされなかった方が介護福祉士養成施設に進学した場合は、養成施設を通じて本制度を利用することも可能です。

3 他の奨学金との併用について

- ① 養成施設への修学のために、他の奨学金等を借り入れている場合（予定含む）は、必ず貸付申込書の「他の奨学金等の借入状況」欄に記入してください。
- ② 日本学生支援機構の奨学金（貸与型）や日本政策金融公庫の教育ローン、自治体が実施する奨学金等を利用する場合（予定を含む）、併用は可能です。ただし、併用した際の総額が、修学費用（学費等）の総額を上回らない範囲内で貸し付けることとします。併用する場合は、利用状況（利用期間・金額など）が確認できる書類と「修学費用状況証明書」を添付してください。
- ③ ②において、本修学資金の申込みに際し、他の奨学金等の減額・辞退等の予定がある場合は、その内容を必ず、「修学費用状況証明書」に記入してください。
- ④ 養成施設への就学に要する費用について、国庫補助事業による他の貸付や給付を利用している場合、本修学資金も目的を同じとする国庫補助事業であることから併用はできません。ただし、他の国庫補助事業による貸付や給付の目的が、修学に要する費用でない場合は、併用が可能です。
- ⑤ 職業訓練（雇用保険法）の介護福祉士コース受講者は、本制度の対象とはなりません。
- ⑥ 教育訓練給付制度（雇用保険法）利用の場合は、本制度と併用できます。
- ⑦ 日本学生支援機構の奨学金（給付型）と生活費加算は併用できません。

目的	制度名の例	併用の可否	備考
養成施設への修学に要する費用	教育訓練給付制度	○	
	従事先施設等が独自に実施する奨学金制度等	○	
	日本学生支援機構の奨学金（給付）	○	*生活費加算は不可
	外国人留学生学習奨励費	○	*生活費加算は不可
	日本学生支援機構の奨学金（貸与）	○	*併用した際の総額が、修学費用（学費等）の総額を上回らない範囲内で貸付可能
	日本政策金融公庫の教育ローン		
	自治体が独自に実施する奨学金制度等		
	他県等が実施する介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金	×	
	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業における自立支援教育訓練給付金	×	
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金	×	
修学に要する費用以外	生活福祉資金貸付制度	資金の目的が同じでなければ○	
	母子及び父子福祉資金貸付制度	資金の目的が同じでなければ○	
	母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金	○	*生活費加算は不可

4 高等教育の修学支援新制度との併用について

- ①養成施設への就学のために、高等教育の修学支援新制度における授業料等減免を利用する場合（予定含む）は、必ず貸付申込書の「他の奨学金等の借入状況」欄に記入してください。
- ②授業料等減免がある場合は、減免後も自己負担額が生じる場合にのみ申込が可能です。ただし、入学金の自己負担額は入学準備金の上限額（20万円）内で、授業料の自己負担額及び入学金・授業料以外の修学費用については、修学資金の上限額（月額5万円、就職準備金20万円、国家試験対策費用一年度あたり4万円*）内で貸付可能です。※介護福祉士のみ
- ③授業料等減免が生じた場合（予定含む）は、利用状況（金額など）が確認できる書類と「修学費用状況証明書」を添付してください。
- ④学費等の減免とともに日本学生支援機構「給付型奨学金」を利用している場合は、生活費加算を申し込むことができません。

5 生活保護受給者への貸付

- ①貸付申込みに際し、本貸付金が収入として認定されないことの確認を福祉事務所に行く必要があります。申込にあたっては、担当のケースワーカーにご相談ください。

6 指定施設

- ①指定施設とは、東京都内にある社会福祉施設等（国、東京都が設置した都外の施設を含む）で返還免除対象業務に従事できる施設のことです。返還免除対象業務の詳細は、14ページをご参照ください。

7 返還免除対象業務への従事期間

- ①国家資格登録し、かつ返還免除対象業務に従事した月から返還免除要件の業務従事期間として算定します。
- ②返還免除対象業務への従事期間は、月を単位として継続している必要があります。例えば、当初就職した福祉施設を退職した場合、その翌月に新たな福祉施設に就職すれば継続しているとみなしますが、翌々月以降になった場合には継続とはならず、返還となります。
- ③介護福祉士国家試験に合格しないまま、経過措置による介護福祉士の登録^{*}で返還免除対象業務に従事していると、全額返還しなければならない可能性がありますのでご注意ください。

※経過措置による介護福祉士の登録について

「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、介護福祉士養成施設を令和8年度末までに卒業する方は、国家試験を未受験又は不合格でも、卒業後5年の間、介護等の業務に従事している間は、介護福祉士の登録を受けることができます。この間に国家試験に合格するか、5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。

修学資金に関しては、国家試験を未受験又は不合格でも、卒業後介護福祉士として返還免除対象業務に従事している間は返還猶予・返還免除の対象となります。ただし、介護福祉士国家試験に合格・登録をせず介護職や相談職などとして従事している場合で、修学資金の返還免除となる前に、上記、経過措置による介護福祉士の登録要件を満たさず登録が抹消された場合“介護福祉士としての従事”ではなくなるため貸付金を全額返還することになります。

8 生活費加算について

- ①生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。貸付申請時に生活保護世帯に属する方が生活費加算を受ける場合、生活保護の廃止、または世帯分離を行い、生活保護の適用がないことの確認を行います。
- ②通常の貸付（修学費用等）を受けずに、生活費加算のみを申込みことはできません。
- ③養成施設入学後に転居をする場合は、転居後の居住地の級地区分に基づく額を生活費加算として貸付けます。
- ④一度貸付決定した方について、貸付期間中に転居、加齢等により級地区分が変更になる場合や、生活扶助基準額の見直しがあった場合でも、加算額の変更はしません。
- ⑤年度途中で生活扶助基準額の見直しがあった場合でも、貸付申請時ごとに差を設けることはせず、当該年度中は同一の加算額とします。
- ⑥既に本制度における修学資金の貸付を受けている方でも、生活費加算申請時に養成施設に在学し、かつ生活費加算の対象要件を満たす場合は、追加で生活費加算を申込みことが可能です。ただし、貸付期間は、追加で生活費加算を申請した日の属する月以降からとなります。また、連帯保証人は同一の方を立てていただく必要があります。
- ⑦日本学生支援機構給付型奨学金を利用する場合は、生活費加算を受けることができません。